

川口市給水装置設計施行基準（抜粋）

第8章 中高層集合住宅等の給水設備

（事前協議）

第36条 中高層集合住宅の認定の申込みにあたっては、事前に次の各号の図面等により協議を行う。

- （１） 案内図
- （２） 工程表
- （３） 屋外配管図
- （４） 各階平面図
- （５） 屋内配管図
- （６） 配管系統図
- （７） 各戸メーター収納ボックス（P．S）図
- （８） 貯水槽・ポンプ廻り配管図
- （９） 貯水槽承認図
- （10） 流量計算書
- （11） 吸排気弁又は空気弁の選定根拠資料
- （12） その他給水設備に係る図面等

（分岐等の制限）

第37条 親メーターと貯水槽又は直結加圧型ポンプユニットの間の給水管から分岐を行い、メーターや水栓を取り付けないこと。

（直結共用メーターの設置）

第38条 親メーターのほか、直結共用メーターを設置する。

（水系消火設備等への給水）

第39条 屋内消火栓設備、連結送水管等の水系消火設備等への給水は、直結共用メーター又は貯水槽、直結加圧型ポンプユニット以下の共用若しくは専用の各戸メーターから行うことができる。

（各戸メーターの設置）

第40条 各戸メーターは川口市上下水道局量水器仕様書のものを設置する。（令和7年度現在JIS B 8570-1 上水ねじ）

- 2 各戸メーターは給水栓より低位、かつ水平設置する。このとき、底面より150mmを標準とする。
- 3 各戸メーターは原則として川口市上下水道局指定のメーターユニットに設置すること。メーターユニットの認定基準については第41条のとおりとする。
- 4 中高層集合住宅等の平型メーターは、系統管（立ち上がり管）より各階分岐部分には止水栓を設置する。ただし、近接して止水栓がある場合は省略することができる。

(メーターユニット認定基準)

第41条 各戸メーターユニットは収納ボックス等に設置し、外部から容易に検針及び維持管理できる構造とする。

1 基本構造

台座上に止水栓、逆止弁、メーター接続器具(減圧弁仕様を含む)を取り付け一体化した集合住宅向け給水用具

2 適用口径

適用口径は13mm及び20mmのメーターに適用する仕様とする。

※25mm以上のメーターに関しては従来の配管仕様とする。(後述配管仕様記載)

3 必要な性能

(1) メーターの取付け及び取り外しがスライドハンドルによる圧着式で、工具を使用せず容易に行なえること。(パッキンは平パッキンを使用し、サイズ及び材質は後述のとおりとする。)

(2) 台座の材質は防食処理を施したダクタイル鋳鉄とする。またその使用に際し、十分な強度・耐久性を有し、施工及び維持管理上支障ない構造とすること。台座には強固なメーターの逆付け防止形状を有していること。

(3) メーターユニットはアンカーボルト、全ネジボルト等で固定できる構造とする。

(4) メーター設置位置の一次側に川口市型盗水防止機構逆止弁付きボール止水栓、二次側にボール止水弁が取付けられていること。(逆止弁は一次側のボール止水栓を取り付けたまま「閉」の状態メンテナンスが容易に行なえること。)

(5) 盗水防止用金具(ピン及びネジ)は後述のとおりとし、ネジ及びピンは脱着可能とすること。

(6) 減圧弁が必要な場合はその位置はメーターの一次側及び川口市型盗水防止機構逆止弁付きボール止水栓の二次側とする。

(7) 接続部のメーターユニット取り合いは一次側を平行おねじ、二次側(ボール止水栓)を管端コア付テーパめねじとする。

(8) メーターユニットの性能は平成9年厚生省省令第14号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」における以下を満たすこと。

① 耐圧に関する基準

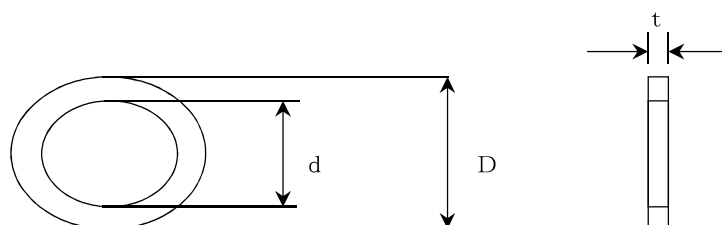
② 浸出に関する基準

③ 逆流防止に関する基準

メーターユニットのボール止水栓の性能は日本水道協会規格「水道用止水栓 JWWA B108」の基準を満たすこと。

(9) メーター及び減圧弁凍結防止用の保温カバーが用意されていること。

4 パッキンの仕様については次のとおりとする。

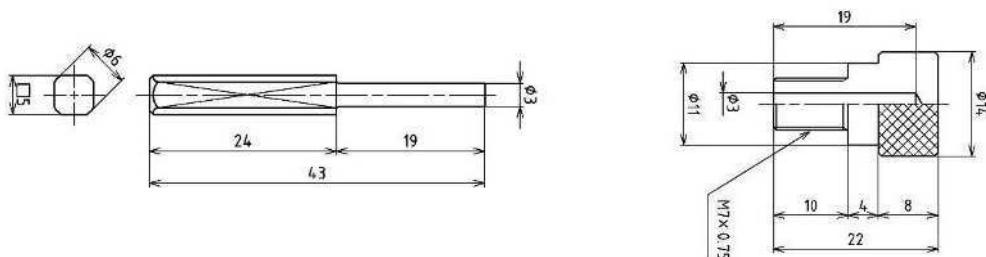


単位:mm

口径	D	d	t	材質
13	24.0	14.0	3	EPDM又はNBR
20	30.0	21.0	3	

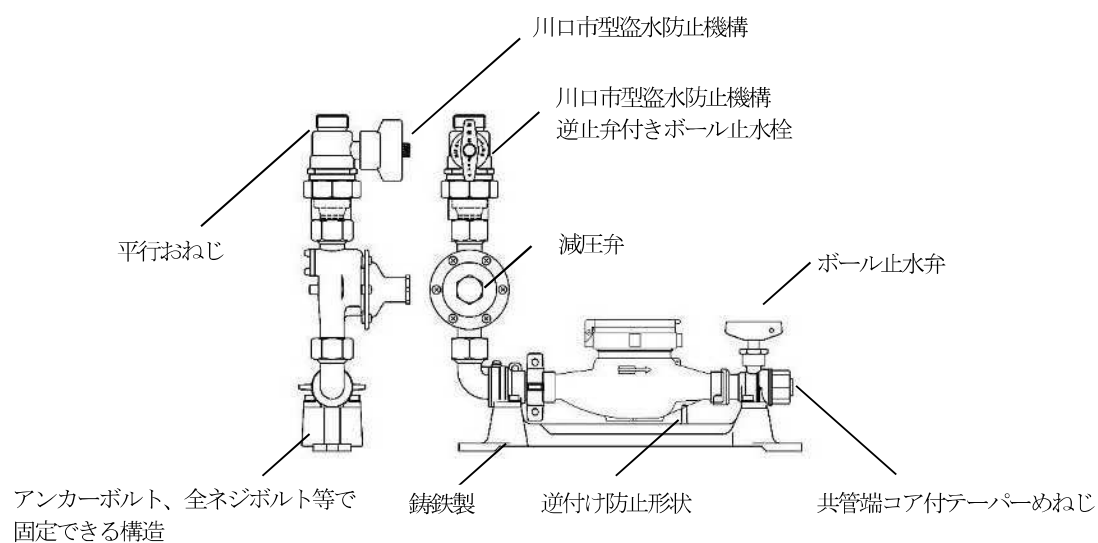
5 盗水防止機構（ピン及びネジ）の仕様については次のとおりとする。

※ピン及びネジは脱着可能なこと

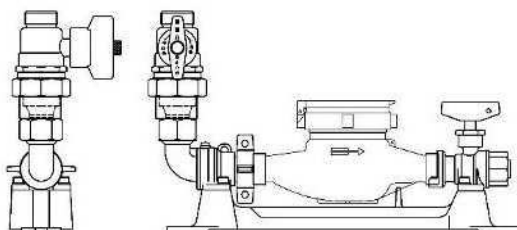


6 メーターユニット参考図

減圧弁付きメーターユニット（13・20mm）



減圧弁無しメーターユニット（13・20mm）



(各戸メーター収納ボックス)

第42条 各戸メーターは収納ボックス等に設置し、外部から容易に検針及び維持管理できる構造とする。

2 メーターユニットを1個収納するボックス等の開口寸法等は、次のとおりとする。

- (1) 有効開口寸法 500mm以上
- (2) ボックス内奥行き寸法 300mm以上
- (3) ドア高さ寸法 700mm以上

3 メーターユニットを2個収納するボックス等に排水管等の他の配管及び給水器具等の器具が入るときの開口寸法等は、次のとおりとする。

- (1) 有効開口寸法 500mm以上
- (2) ボックス内奥行き寸法 500mm以上
- (3) ドア高さ寸法 700mm以上

4 前2項の寸法は最小寸法とする。

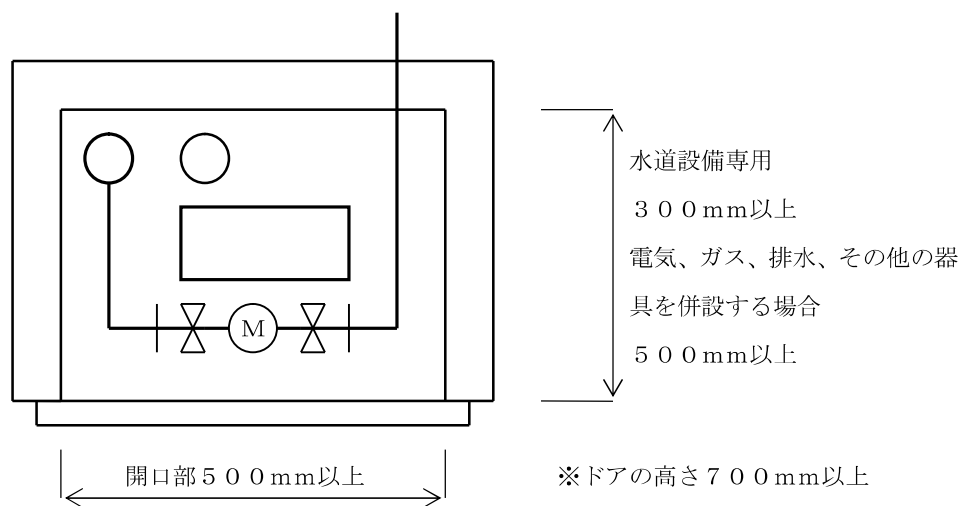
5 メーターユニットを使用せずに各戸メーター(メーター口径25mm以上)をボックス等に収納する場合の有効開口寸法は、別途管理者と協議すること。

6 収納ボックス等は、水捌けを考慮し、必要な措置を講じる。

7 原則として収納ボックス等には、鍵で施錠しないこと。施錠する場合には、別途協議すること。

8 一の収納ボックス等内に設置できる各子メーターの個数は、特段の事由のない限り2個までとし、3個以上設置する場合には、別途協議するものとする。

表26 各戸メーター収納ボックスの設置例(平面図)

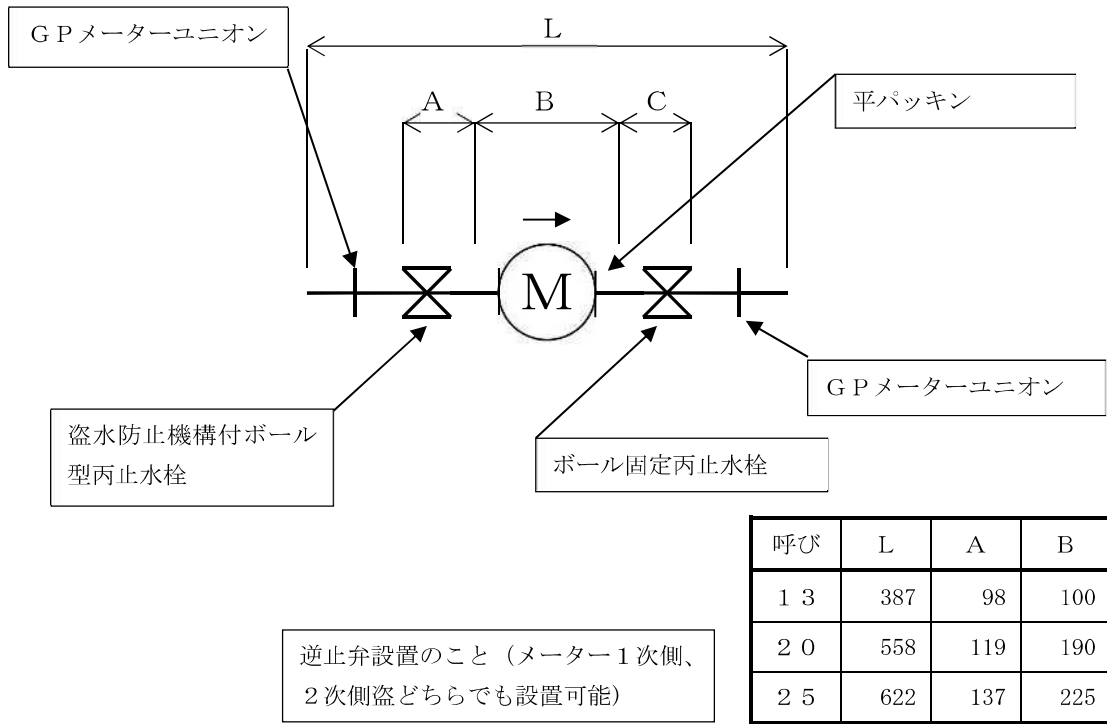


(各戸メーター前後の配管)

第43条 管径は各戸メーターと同一口径とし、下記により施工する。このとき異常な乱流や脈動が発生しないよう、またメーター性能、修繕等に支障のないよう必要な措置を講じる。

2 各子メーター及び前後の配管が他の配管や器具と接触しないように、十分な離隔を確保し、検針・メーター交換作業等が容易に行えるよう施工する。

表 2 7 各戸メーター前後の配管 (※指定のメーターユニットを使用できない場合。)



(保温)

第44条 凍結が想定される配管には断熱材で被覆する等の凍結防止措置を講じる。このとき止水栓や伸縮管等の使用の妨げにならないように施工する。

2 凍結が想定される各戸メーター及び減圧弁には着脱可能な保温カバーを設置する。

(貯水槽等以下の共用栓等)

第45条 貯水槽又は直結加圧形ポンプユニット以下に共用栓を設置するときは専用に各戸メーターを取り付ける。

2 前項の設置場所は、外部から容易に検針及び維持管理ができる位置とし、屋上等は避け防寒の措置を講じる。